

三木町 「災害応急用井戸」 の手引き

〈目次〉

災害応急用井戸について . . .	1
登録について . . .	2
ご提供いただける方へ . . .	3
利用される方へ . . .	5

災害応急用井戸について

災害応急井戸とは

大規模な災害や渇水が発生し、水道の給水が停止したとき、近隣被災者の方々へ、トイレや洗濯に使用する「生活用水」として、井戸水を無償で提供いただける井戸を「災害時応急用井戸」として登録しています。

災害応急用井戸の位置確認方法

町ホームページ内の検索タブから
「災害応急用井戸」を検索



または
右記QRコードを読み取り
ホームページへアクセス

位置確認はこちら



登録について

登録要件

- ・町内に所在する井戸で継続的に使用可能なものであること
- ・災害時に**無償で提供**できること
- ・安全に使用が可能であること
- ・井戸の**所在情報を公表**することについて所有者等の同意が得られること
※所有者等の氏名は公表しません

登録方法

申請書（紙）登録

- ①町HPまたは総務課窓口で申請書を入手
- ②申請書を記入のうえ、総務課窓口へ提出
※郵送提出の場合は、位置図を添付

WEB登録

- ①右記QRコードを読取り
申請フォームより申込

WEB登録はこちら



ご提供いただける方へ

普段から気を付けていただきたいこと

- ・井戸とその周辺は整理し、清潔に保ちましょう。
- ・電動ポンプなどの故障がないか点検しましょう。
- ・長い間、使用していない井戸では井戸水が濁ることがあります。日頃から散水などに井戸水を使うよう心がけましょう。
- ・登録を解除したい方は、町役場まで連絡をお願いします。

例えば...

- ・転居、売買等のため登録を解除したい
- ・井戸を埋めてしまった
- ・井戸水が枯れてしまった

登録解除はこちら



ご提供いただける方へ

災害が発生したら

- ・井戸の状況や周囲の安全（自宅、隣接する建築物、塀等の構造物の倒壊等）を確認し、協力できる範囲内で自主的に井戸水を提供してください。

※災害発生時は、まずご自身やご家族の安全を確保し、その後、井戸の状況を確認してください

- ・井戸水を提供していただく場合、特定の利用者に偏ることなく、公平に井戸水の提供をお願いします。
- ・井戸水を提供していただく場合、念のため生活用水として提供している旨を利用者にお伝えください。

※地震等により水質が変化している可能性がありますので、井戸水はトイレや洗濯用水等としてお使いください

利用される方へ

井戸水の提供は、井戸設置者の善意により行われています。**提供について義務を負うものではありません。**

井戸水を利用する際は、必ず**設置者（提供者）の指示に従い、使用してください。**

井戸設置者（提供者）の責任の免除

- ・井戸水の提供を受けた結果、井戸設置者（提供者）の故意でなく、利用者の身体及びその所有する物品に被害が生じた場合は、提供者にその責任を問うことはできません。

利用される方へ

注意事項

- ・ 井戸水の提供は、大規模な震災や渇水等により上水道が機能停止または著しい障害により生活に重大な危機がある場合のみです。
- ・ 災害により井戸が壊れた場合や停電によりポンプが使用できない場合は、井戸所有者の判断により井戸水を提供できない場合があります。
- ・ 井戸水は飲み水としての提供ではありません。
- ・ 特定の利用者に多量に提供することはできません。
- ・ 井戸水を運ぶ容器の準備や運搬は、利用者が行ってください。

三木町総務課 危機管理係

令和6年6月作成

〒761-0692

香川県木田郡三木町大字氷上310番地

TEL 087-891-3301